

新潟市亀田市民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第10号

新潟市亀田市民会館条例の一部を改正する条例

新潟市亀田市民会館条例（平成16年新潟市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2） 和室

第2条に次の1号を加える。

（7） 調理実習室

第6条を次のように改める。

第6条 削除

別表第1会議室の項中「第1会議室」を「和室1」に改め、同表第2会議室の項中「第2会議室」を「和室2」に改め、同表第3会議室の項中「第3会議室」を「会議室」に改め、同表栄養改善室の項中「栄養改善室」を「調理実習室」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の新潟市亀田市民会館条例の規定により行われた処分、手続その他の行為は、改正後の新潟市亀田市民会館条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。